

平成30年度 秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領（新制度用）

1. 趣 旨

仙台市の主要観光地である秋保・作並定義・泉西部地区において、同地域における観光振興の基盤強化や新たな観光資源の創出を促進し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を目的に実施される地域活性化事業について、主催団体が行う事業に要する経費に対し、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が、助成金を交付するものである。

2. 用語の定義

旧制度：平成30年度秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領（旧制度用）

新制度：平成30年度秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領（新制度用）

3. 助成金交付対象事業

助成の対象となる事業は、平成30年度中に実施されるものであって、特定企業の営利目的ではなく、当該助成金交付団体全体、又は秋保・作並定義・泉西部地区の観光の振興に資するもので、新たな観光資源の創出、他地域からの誘客の促進につながる新規事業等で、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 地域資源を活用した誘客促進事業

(2) 観光振興や誘客促進に向けての課題対応、企画営業力等の強化を図る事業

(3) 観光物産展示、プロモーション活動

(4) 観光イベント

但し、上記(1)～(4)の事業で従来から実施している事業（当該助成金事業より前から実施している事業）は対象としない。

(5) 過去（平成29年度以前）に当該助成金に採択されている事業

(6) 新たな観光資源の創出や他地域からの誘客の促進につながると認められる新規の取組み

但し、上記(1)～(6)について観光パンフレット等の増刷等に終始する場合等は対象としない。

4. 助成率・申請団体・審査会

(営利団体)

助成率	交付対象経費総額の1/2
申請団体要件	賛助会員であり、かつ下記の非営利団体との共同申請であること。また、各団体が次の要件を満たすこと。 ①暴力団ではないこと。または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと ②①の団体との関係を有していないこと ③宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
審査会	新規事業、継続事業とも書類審査のみ

(非営利団体)

助成率	交付対象経費総額の1/2
申請団体要件	仙台西部地区に所在地を有し観光振興を目的として活動していること。また、各団体が次の要件を満たすこと。 ①暴力団ではないこと。または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと ②①の団体との関係を有していないこと ③宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
審査会	新規事業、継続事業とも書類審査のみ

5. 採択方法及び助成率加算について

旧制度もしくは新制度（助成率1/2）に申請し、採択候補になった事業について予算を割り振る。
（予算に超過が出た場合）

予算の範囲内で審査会において評価の高い順に採択する。ただし、平成31年度までは旧制度の継続事業を優先的に採択する。

（予算に残額が出た場合）

下記のa～cの条件により、採択候補になった事業で審査会において評価の高い順に助成率1/2に1/4の範囲内で加算する。上限3/4。

- a. 申請書において助成率の加算ありの区分で申請すること。
- b. 非営利団体のみの申請であること。
- c. 新規、継続事業とも審査会でプレゼンテーションを行い採択候補となること。

6. 助成金の額

助成金の額は、交付対象経費の総額に助成率を乗じた額（千円未満切り捨て。）以内とする。ただし、交付対象経費の総額から参加者負担金、協賛金等の助成金以外の収入を控除した額がこれを下回る場合には、当該控除後の額を上限とする。また、1地区で行う事業については100万円、2地区にまたがる事業については200万円、3地区にまたがる事業については300万円を上限として予算の範囲内で交付する。

7. 助成金交付対象経費

- (1) 事業実施に直接要する経費で下表に定めるものとする。
- (2) 当該助成事業を行う際は、主催団体の通常の会計とは別に区別して経理をすること。
- (3) 当該助成事業の対象として明確に区別できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。

交 付 対 象 経 費
①講師・出演者等の謝金
②旅費
③会場設営費・会場使用料
④消耗品費・資料作成印刷費
⑤広告宣伝費
⑥通信運搬費
⑦その他、事業の実施にあたり必要と認められる経費

8. 募集時期

募集期間は平成30年1月15日から平成30年2月15日までとする。

9. 助成金の交付等

(1) 申請

助成金の交付を受けようとする場合、助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付対象団体」という。）は、助成金交付申請書（様式1）に、次の各号に掲げる書類を添えて協会の理事長（以下「理事長」という。）に提出すること。

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③規約・会則、会員名簿等（申請者の所在地、活動目的のわかる資料）
- ④その他理事長が必要と認める書類

(2) 交付決定

理事長は、助成金交付申請書を受理したときはその内容を審査会において審査し、その結果、交付を適当と認めた場合は、当該申請に係る助成金の交付を決定するとともに、助成金交付決定通知書（様式2）により助成金交付対象団体に通知するものとする。

(3) 交付の条件

助成金交付対象団体は、助成金交付決定の通知書を受領した後、事業期間開始後速やかに事業に着手するものとし、着手後当該事業を変更しようとする場合は、総経費の30%以内の軽微な変更を除き、その都度理事長に申し出て、その承認を受けるものとする。

また、当該事業を中止し、又は廃止したときは、理事長に届け出るものとする。

(4) 事業の完了

助成金交付対象団体は、事業完了後15日以内もしくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに助成事業実績報告書(様式3)に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

- ①事業実績報告書
- ②収支決算書
- ③その他理事長が必要と認める書類

(5) 助成金額の確定

理事長は、助成事業実績報告書の内容を審査し、事業の実施内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式4)により助成金交付対象団体に通知するものとする。

(6) 助成金の交付

助成金交付対象団体は、助成金確定通知書を受領した後、助成金交付請求書(様式5)により、理事長に請求するものとする。

理事長は、助成金交付対象団体からの請求により助成金を交付するものとする。

(7) 事業実績報告会

事業実績報告会開催時に出席して事業実績内容等について説明を行うものとする。

(8) 助成金交付決定の取消し及び返還

理事長は、助成金交付決定の通知を受けた助成金交付対象団体が次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定を取消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- ①この要領又は助成金交付決定の内容・条件に違反したとき。
- ②事業の実施方法等が不相当であり、又は事業の実施結果が不良であるとき。
- ③助成金を他の用途に使用したとき。

(9) 報告の徴収等

理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成金交付対象団体から報告又は資料の提出を求めることができる。

10. その他

(1) 採択された事業については、条件を付す場合がある(事業内容、事業期間、事業金額等)。

(2) 同一事業を旧制度、新制度の両方に申請することは不可とし、どちらか一方のみの申請とする。

附 則

この要領は、平成30年1月15日から施行する。